

TAC行政書士講座

令和5年度 本試験分析会

《セミナーの内容》

1. 令和5年度・本試験の出題傾向（講評）
2. 令和6年度・本試験予測と試験対策法
3. 本試験結果から考えるTACの講座選択

1. 令和5年度・本試験出題傾向（講評）

【速報値】TACデータリサーチの結果（記述式は除く）

	総合 （択一・多肢）	法令 （択一・多肢）	一般 （択一）	合格率
平成29年	161.47点	122.68点	38.79点	15.7%
平成30年	153.16点	118.42点	34.74点	12.7%
令和元年	152.19点	110.21点	41.97点	11.5%
令和2年	158.58点	115.36点	43.22点	10.7%
令和3年	159.61点	122.15点	37.50点	11.2%
令和4年	157.47点	117.84点	39.63点	12.1%
令和5年	153.86点	113.27点	40.65点	？

【合格者・合格率】

	実受験者	合格者	合格率
平成29年度	40,449名	6,360名	15.7%
平成30年度	39,105名	4,968名	12.7%
令和元年度	39,821名	4,571名	11.5%
令和2年度	41,681名	4,470名	10.7%
令和3年度	47,870名	5,353名	11.2%
令和4年度	47,850名	5,802名	12.1%
令和5年度 （予測）	47,000名？	5,700名？	12.0%？

令和5年度 本試験講評

1. 総 評

出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。総ページ数も53ページと標準的で、時間的にもある程度余裕をもって回答できたのではないかと思います。

内容的には、基礎法学－標準、憲法－難、行政法－標準、民法－易、商法－標準、多肢－標準、記述－易、一般知識－標準、といったところです。法令科目全体でみた場合、記述と民法が比較的容易だった半面、憲法、行政法という公法科目に難問が散見され、難しく感じる方も多かったのではないのでしょうか。また、易しい問題と難しい問題（例えば、憲法で国会法の知識の有無が正解を左右する問題や、民法の譲渡担保の問題）の落差が激しいことも特徴の一つです。難しい問題は早々に見切りをつけ、容易な問題や、記述式でいかに失点を最小限に押さえ、確実に得点を稼げるかが合否の分かれ目といえます。一般知識は、現場思考で常識的に考えて答えが出せる問題があまりなかったのも、高得点は難しいかもしれません。ただ文章理解は例年通り易しかったですし、基準点をクリアすることはそれほど難しくないと思われます。

合格ラインとしては、法令択一問題を25問正解で100点。多肢選択式を空欄8つ正解で16。記述式で36点。一般知識は7問正解で28点。合計180点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

全体の合格率の予想ですが、現時点では昨年の12.13パーセントと同程度の12パーセント前後の合格率になるのではないかと予想します。

【各問題の難易度は以下の基準で設定しています】

正答率	難易度
80%以上	易しい（サービス問題）
60%以上～80%未満	標準（得点すべき問題）
40%以上～60%未満	やや難（合否を分ける問題）
40%未満	難しい（解けなくてもよい）

※この講評で使用している各問題の正答率は、TACデータリサーチの結果（速報値）です。

2. 法令・5肢択一式 標準

【基礎法学】標準

問題 1	基礎法学（法の欠如）	41%やや難
問題 2	基礎法学（法人等）	68%標準

問題 2 は、得点したいところです。

問題 1。「法の欠如」がある場合の紛争解決の基準に関する問題で難問です。空欄ウ・エは比較的容易に入ると思われますが、空欄アの習慣、空欄イの条理を入れるのが難しい問題です。問題 2 は、権利能力なき社団や、種々の法人の定義を問う問題です。正答となる肢エ・ウは難問といえますが、ただし、肢ア・イ・ウの正誤判断は簡単だったため、消去法で正解を導くことができたようです。

【憲法】難しい

問題 3	憲法人権（間接的・不随的制約）	11%難しい
問題 4	憲法人権（国務請求権）	45%やや難
問題 5	憲法統治（罷免・解職）	17%難しい
問題 6	憲法統治（国政調査権の限界）	70%標準
問題 7	憲法統治（財政）	38%難しい

憲法は、人権から 2 問、統治から 3 問出題されました。典型テーマがなく、マイナーテーマや、公職選挙法、内閣法、国会法など、憲法の知識だけでは正誤判断できない出題もあり難問ぞろいです。問題 6 を正解し、問題 4・7 は 2 択まで絞りこんで、どちらかを正解し、2 問正解できればよいでしょう。

人権 2 問（問題 3・4）は難問です。問題 3。表現の自由に関する制約が、間接的、付随的な制約なのか、直接的な制約なのかを問う判例問題ですが、難問です。肢 3 を正解として選んでいる方が 50% 近くいることから、肢エが正しいと考えた方が多かったようです。判例を丁寧に読んでいないと正解を出しにくいですが、かといって、判例を一つ一つこのレベルで読み込むことは学習バランスを失しますので、注意しなければなりません。問題 4。国務請求権に関する問題です。肢 1 や肢 5 は憲法の条文知識からも答えを導きだせます。肢 2 は国家賠償法の知識から判断は容易です。肢 4 は判例知識としては細かいですし、正解となる肢 3 は論理的な思考が試されます。2 択まで絞り込めれば、よいでしょう。

統治 3 問（問題 5～7）も難問です。問題 5。公務員の免職・解職に関する問題です。肢 4・5 は簡単に切れますが、肢 1 は公職選挙法の知識を要求されますし、肢 3 は閣議の慣例を問うもので、憲法知識だけでは解けない難問です。問題 6。国政調査権の限界に関する論理問題です。条文・判例の知識を問うものではありませんが、提示されている文章を丁寧に読めば、肢 2 の誤りは比較的容易に判断できるでしょう。問題 7。財政に関する問題です。憲法の中ではマイナーテーマです。肢 1・4・5 は条文から正誤判断できますが、正解肢 2 は国会法の知識が要求され迷うところです。

【行政法】標準

行政法は標準的な問題も多いのですが、難しい問題もあり、13問の正解が合格ラインです。

《一般的な法理論》 問題8～10 易しい

問題8	行政法一般的な法理論（行政行為の瑕疵）	91%易しい
問題9	行政法一般的な法理論（行政上の法律関係）	68%標準
問題10	行政法一般的な法理論（マククリーン事件判決・裁量）	88%易しい

問題8～10の一般的な法理論。行政行為の瑕疵、私法法規の適用、許可申請と典型テーマからの出題です。問題8。行政行為の瑕疵に関する問題です。いずれも基本的な知識ですから、正解しなければならない問題です。問題9。行政上の法律関係に私法法規が適用されるかについての問題です。肢ウ「○」、肢エ「×」の判断は比較的容易ですから、少し難しい肢ア・イの正誤判断ができなくても、消去法で肢3を正解として導くのは可能です。ぜひとも正解したい問題です。問題10。許可申請に対する処分に関する問題です。マククリーン事件という憲法でも触れる判例ですが、長文かつ具体的な「あてはめ」の可否が問われているので難問です。問題8・9の2問正解したい内容です。

《行政手続法》 問題11～13 易しい

問題11	行政手続法（一般）	55%やや難
問題12	行政手続法（聴聞）	89%易しい
問題13	行政手続法（行政庁等の義務）	85%易しい

問題11～13の行政手続法。行政指導等、聴聞、義務規定の横断問題であり、いずれも典型テーマです。問題11。行政指導を中心とする問題でした。消去法でも肢2を正解とできますし、容易な問題といえます。問題12。聴聞に関する典型問題です。問われている知識も基本です。問題13。行政庁等の義務に関する横断問題です。「努力義務」か「法的義務」かを問う問題ですが、公聴会の開催（肢ア）、審査基準の設定公表（肢イ）、処分基準の設定公表（肢ウ）、標準処理期間の設定公表（肢エ）は、いずれも容易に判断できます。3問すべて正解したい問題です。

《行政不服審査法》 問題14～16 易しい

問題14	行政不服審査法（一般）	91%易しい
問題15	行政不服審査法（審査請求の裁決）	72%標準
問題16	行政不服審査法（審査請求の手続）	88%易しい

問題14～16の行政不服審査法。問題14。不作為についての審査請求に関する問題です。いずれの肢も容易に正誤判断できます。問題15。裁決に関する問題です。正解肢3は基本です。問題16。審査請求の手続に関する問題です。この問題も、基本知識ばかりです。行政不服審査法も条文知識を超えることはなく、3問すべて正解したい問題です。

《行政事件訴訟法》 問題17～19 標準

問題17	行政事件訴訟法（戒告処分と取消訴訟）	38%難しい
問題18	行政事件訴訟法（準用規定）	48%やや難
問題19	行政事件訴訟法（抗告訴訟の対象・処分性）	81%易しい

問題17～19の行政事件訴訟法。総合問題（問題17）と、準用（問題18）は難しいといえます。問題19の処分性の問題は典型的な判例問題です。問題17。行政代執行法の手続を素材として、行政事件訴訟の訴訟選択、違法性の承継、訴訟要件を問う問題でした。特に肢イの違法性の承継は難問です。戒告の取消訴訟で、処分の違法性まで主張できるかどうかについては、主張できないというのが判例ですが、ここまでの知識を押さえるのは難しいですが、「原則、違法性の承継はない」とか、他の類似の知識「課税処分と滞納処分」については違法性の承継はない、などと照らし合わせて結論を導くというように、法的なものの考え方ができたかが勝負です。問題18。準用規定に関する問題です。問われている内容は簡単ですが、準用は、受験生が嫌うテーマでもあり、準備をしていないと失点してしまう問題です。問題19。処分性に関する問題です。教科書に書いてあるような典型判例ばかりですので、これは確実に正解したい問題です。問題19は確実に得点し、17・18どちらか拾いたいところです。

《国家賠償法》 問題20～21 標準

問題20	国家賠償法（道路をめぐる国家賠償・2条関連）	87%易しい
問題21	国家賠償法（1条2項に基づく求償権の性質）	23%難しい

問題20～21の国家賠償法。国賠2条の判例問題と、1条2項に関する判例問題でした。問題20。道路をめぐる国家賠償に関する判例問題でした。正解となる肢5がやや難しい判例ではありますが、その他はいずれも重要判例ばかりで、消去法でも答えは導ける問題です。短時間で答えを出せるかがポイントです。確実に正解したい問題です。問題21は国賠1条2項に関する判例の補足意見です。単純な判例の正誤問題というより、論理問題に近い問題です。空欄ウ・エは簡単ですが、空欄ア・イが、どちらに自己責任・代位責任が入るのか、迷うところです。肢1・4の2択までは絞り込めたようですが、最後の判断は難しかったようです。

《地方自治法》 問題22～24 標準

問題22	地方自治法（普通地方公共団体一般）	23%難しい
問題23	地方自治法（直接請求）	68%標準
問題24	地方自治法（事務の共同処理）	47%やや難

問題22～24の地方自治。直接請求に関する問題23は典型テーマです。問題22の普通地方公共団体の区域・境界や、問題24の事務の共同処理に関する問題は、細かく、確実に正解できる問題ではありません。問題22。正解となる肢1で正誤判断できないと正解するのが難しい問題です。問題23。直接請求に関する問題は典型テーマで、問われている内容も容易です。問題24。事務の共同処理に関する問題です。難問です。連携協約（肢1）、協議会（肢2）、機関の共同設置（肢3）、事務の代替執行（肢4）、職員の派遣（肢5）のように、頻出する知識ではないものばかりでした。問題23だけは確実に正解すべきです。

《行政法総合》 問題25～26 標準

問題25	行政法総合（空港や航空関連施設をめぐる裁判）	34%難しい
問題26	行政法総合（地方公共団体に対する法律の適用）	71%標準

問題25・26の行政法総合問題。問題25。空港関連の判例問題です。正解肢3は比較的容易だと思われましたが、肢2・3・5で割れました。問題26。各種法令の地方公共団体への法律の適用に関する問題です。肢1の行政手続法、肢2の行政不服審査法に加えて、肢5の行政機関情報公開法も判断できました。正答率はよかったです。問題26は正解すべき問題でした。

【民法】易しい

民法は、例年に比べて易しい問題が多く、得点しやすい内容です。出題内容は、総則1問、物権2問、債権5問、家族法1問の出題で、やや変則的です。譲渡担保に関する問題29や、損益相殺に関する問題34のように、難しい問題もありました。そのような難問は早々に見切りをつけ、易しい問題を確実に得点できたかがポイントといえます。問題29・34以外の7問の正解が目標ラインです。

《総則》 問題27 標準

問題27	総則（消滅時効）	79%標準
------	----------	-------

問題27。総則は、消滅時効に関する問題でした。消滅時効期間に関する問題で、数字を覚えていれば容易に正誤判断できる問題です。正解すべき問題です。

《物権》 問題28～29 標準

問題28	物権各論（取得時効と登記）	80%易しい
問題29	担保物権（集合動産譲渡担保）	74%標準

問題28～29。物権。今年も2問の出題です。問題29。不動産物権変動に関する問題です。時効完成後の第三者に該当するかどうかという典型問題です。正解肢2は、「背信的悪意者」には登記なくして所有権取得を対抗できる、という基本知識ですから、確実に正解したい問題です。問題28。集合動産譲渡担保という、極めてマイナーなテーマといえます。柱書を読んだだけで飛ばすということも必要です。ただし、正解率は標準的でした。現場思考を駆使して、常識的な観点から得点できた方が多かったようです。物権は1問の得点が目標です。

《債権総論》 問題30～34 易しい

問題30	債権総論（連帯債務者の一人について生じた事由）	87%易しい
問題31	債権各論（相殺）	84%易しい
問題32	債権各論（弁済の提供・受領遅滞）	80%易しい
問題33	債権各論（契約の解除等）	59%やや難
問題34	債権各論（損益相殺ないし損益相殺的調整）	24%難しい

問題30～34。昨年に続き、債権からは5問出題されました。問題30～32が債権総論。問題3・34が債権各論。問題34以外はどれも易しい問題ですから、4問は得点したいところです。問題30。連帯債務の絶対効・相対効という典型問題です。受験生であれば正確な知識を有しているところですし、事例問題でもないので、確実に正解すべき問題です。問題31。相殺に関する問題です。相殺も事例問題で出題されると一気に難易度が上がりますが、単純知識の問題でしたので、こちらも得点すべき問題です。問題32。弁済や、履行遅滞の効果に関する問題です。特に難しい肢はなく、本問も正解すべき問題です。問題33。各種契約における解除の要件を問う問題（肢イは賃貸借の終了原因）です。肢オの寄託は迷うかもしれませんが、その他は基本ですし、組合せ問題でもありますから、肢オが判断できなくても正解は出せる問題です。正解すべき問題です。問題34。損益相殺の対象になるかどうかを判断させる問題です。損益相殺は、不法行為でもかなりマイナーなテーマですし、肢3・4・5はあまり聞いたことのない判例です。回答も3・4・5で割れました。正解できなくても問題ありません。

《相続》 問題35 標準

問題35	相続（遺言）	74%標準
------	--------	-------

問題35。家族法からは、3年連続、相続からの出題でした。遺言に関する基本知識を問う問題です。過去問をこなしておくだけで十分に対応できる問題でした。正解すべき問題です。

【商法】 問題36～40 やや難

問題36	商行為（商行為一般）	57%やや難
問題37	会社法（設立時取締役）	54%やや難
問題38	会社法（種類株式）	43%やや難
問題39	会社法（役員等の責任）	55%やや難
問題40	会社法（会計参与と会計監査人の差異）	45%やや難

いずれも正解率 50%前後のやや難しいレベルの問題です。できれば、5 問中 3 問の正解が目標です。

問題 3 6。商行為の問題です。肢 5 が「申し込みをした」商人の費用で保管することは容易な知識ですから、正解したい問題です。商法を捨て問としてしまうと、このような容易な知識でも得点できないことがあるので、やはり、完全捨て科目にするのはもったいないです。

問題 3 7～4 0 は会社法からの出題。問題 3 7。設立時取締役にに関する問題です。知識的にも標準的な問題といえます。この問題も正解したい問題です。問題 3 8 は種類株式の問題です。肢 2 が誤っていることは簡単に判断できますから、この問題も正解したい問題です。問題 3 9。役員等の責任に関する問題です。やや長文の問題ですが、機関のところでは典型テーマですので、会社法を捨てずに、一通り学習できた方なら比較的容易だったと思われます。問題 4 0。会計参与と会計監査人に関する問題です。会計参与は去年も出題されているところです。知識的には細かいですが、肢 5 は常識的な観点から、誤っていると判断できた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。うまくいけば、この問題も正解したいところではあります。

3. 法令・多肢選択式 標準

問題41	憲法人権（表現行為に対する事前抑制）	ア 9%、イ43%、ウ28%、エ47%
問題42	一般的な法理論（公営住宅の私法適用）	ア91%、イ61%、ウ96%、エ96%
問題43	行政事件訴訟法（出訴期間経過と訴訟選択）	ア89%、イ89%、ウ74%、エ88%

問題 4 1 は空欄ア・ウが特に難しいですが、問題 4 3、問題 4 4 は、いずれも正解率は高くなりました。問題 4 1 は 2 点、問題 4 2 は 6 点、問題 4 3 は 8 点、合計 1 6 点は得点すべき問題です。

問題 4 1 は、表現の自由に対する事前抑制の可否に関する判例問題です。空欄イ・エのどちらかは埋めたいところです。空欄アの「公の批判」や、空欄ウの「公共の利害」は、類似する言葉もあり、他の選択肢と迷うところです。難問です。問題 4 2 は、公営住宅に関する私法法規の適用に関する判例問題です。一般的な法理論からの出題です。穴埋めは比較的容易です。空欄アの「社会福祉」は、「定住環境」と悩むかもしれませんが、すべての空欄を埋めることは可能です。問題 4 3 は、行政事件訴訟の訴訟選択に関する基本問題です。内容的には難しい空欄はないので、全空欄を埋めたい問題でした。

4. 法令・記述式 易

記述問題は、いずれも一問一答的に答えを導き出すことができ、3問ともに内容的には易しい問題だといえます。問題44で12～16点、問題45は10～14点、問題46は12～16点、合格者レベルであれば、40点程度は得点可能な問題です。ただし、知識としては基本知識で解ける問題とはいえ、知識がないと書きようがなく、そのような場合には大きく失点してしまう可能性のある問題であるとも言えます。

【問題44】

行政法。行政事件訴訟法から、差止め訴訟と仮の差止めについての問題でした。事例は単純で、一言でいえば「出席停止の懲罰を回避」したい場合に、「誰に対してどのような手段をとることが有効適切か。」という問題です。解答として「Y市を被告」「出席停止の懲罰の差止め訴訟を提起」することと、「仮の差止めの申し立て」をすることがキーワードとなります。差止め訴訟、仮の差止めの要件を問われているわけではなく、訴訟選択についての問いですから、高得点を狙える問題です。差止め訴訟については、平成30年、仮の差止めについては、平成21年、平成29年に5肢択一で出題があります。12点～16点は確実に特定したいところです。満点も不可能ではありません。

（問題44・採点雑感）

相手方は行政主体である「Y市」となります。「Y市議会」「Y市長」は機関ですから相手方にはなりません。また「裁判所」は訴えを提起する場所ではありますが、本問の主題は、「誰を被告として訴えを提起するか」ということに主題があると考えられますので、正解にはならないと考えます。「裁判所」と書いて、減点はないと思われますが、加点もないと予想します。手段として、これからなされようとしている出席停止の懲罰の「差止めの訴え（差止訴訟）」「仮の差止めの申し立て」になりますが、これはよく書けていました。ただし、「仮の差止め訴訟」と書かれているかたが散見されましたが、仮の差止めは「訴え」ではなく「申し立て」となります。また、本問では、懲罰はまだなされていないので、「取消訴訟」や「無効等確認訴訟」は適切ではありません。また、積極的な行動を求めるわけでもないのでも「義務付け」も適切ではありません。これに伴う仮の救済となる「執行停止」「仮の義務付け」も適切ではありません。要件は問われていないので、要件を書く必要はありません。

（問題44・予想採点基準）

- ・ Y市（4点）
- ・ 出席停止の懲罰の差止め訴訟（8点）
- ・ 出席停止の懲罰の仮の差止めの申し立て（8点）

【問題45】

民法。物権から物上代位に関する問題でした。物上代位については、過去の出題（平成18年・問題46）もあるところですし、択一でも平成26年に出題があります。抵当権のところでは典型テーマでもありますので、物上代位の問題だということが分かれば、解けた方は多かったのではないのでしょうか。ただし、物上代位が思い出せないと解答は難しいと思います。「物上代位」という法的手段と、「火災保険金が支払われる前に差押え」という要件が書ければ満点です。要件のところ、多少書きづらいところはあるかもしれませんが、少なくとも10点～14点は得点したいところです。満点も可能です。

（問題45・採点雑感）

問いは「どのような法的手段によって」ですから、「物上代位（権の行使）によって」という回答になります。この部分が書けていない答案や、「債権者代位権」や「抵当権」とのみ書いている答案が相当数ありました。「債権者代位権」は優先弁済権の行使するためのものではありません。あくまでもすべての債権者のために行使するものですから、本問の解答にはなりません。また、抵当権が設定されているのはあくまで焼失してしまった甲建物ですから、「物上代位」というものがないと保険金請求権に抵当権を行使することはできません。したがって、「抵当権」のみでは本問の解答にはなりません。「物上代位」が本問の肝となる部分ですから、配点も10点程度あるのではないかと予想します。「（火災）保険金が払い渡される前（支払われる前）」「保険金請求権を差押え」が回答ですが、「（火災）保険金」や「保険金請求権」という対象は、必ず書く必要があります。

（問題45・予想採点基準）

- ・ 抵当権の物上代位（権）によって（10点）
- ・ 保険金が払い渡される前に（4点）
- ・ 保険金請求権を差し押さえなければならない（6点）

【問題46】

民法。請負契約の請負人の担保責任（契約内容不適合責任）に関する問題でした。待ちに待った請負の問題です。こちらも事例はシンプルです。請負人の担保責任の出題はないのですが、その内容は、売主の担保責任とほぼ同じです。売主の担保責任は、択一では令和3年に出題されていますので解いてほしいところです。「担保責任」については「契約内容不適合責任」と書いてもよいでしょう。また、「請負人」は「B」と書いてもよいでしょう。また、修補請求以外ということですから、「請負代金減額」「損害賠償請求」「本件契約の解除」となります。権利行使の方法ですから、「～請求」「解除」と、権利行使の形で書くのがよいでしょう。こちらも択一的な問題で、思い出せないと書くことができませんから、得点できている人とできていない人の差が大きく出る問題といえます。ただし、問われている知識は基本ですので、12点～16点は得点したいところです。こちらも満点が可能な問題といえます。

（問題46・採点雑感）

権利行使の根拠は、条文では「請負人の担保責任」、一般的な呼称としては「請負人の契約内容不適合責任」ですが、いずれでもよいでしょう。「債務不履行」「不完全履行」ですが、まず「不完全履行」ですが、これは民法の条文に規定があるわけではありません。したがって、「民法の規定に照らし」という本問の解答にはなりません。つぎに、「債務不履行責任」ですが、その要件となる、請負人の故意または過失があるかどうか、事例から読み取れません。この状況で、契約内容に不適合な部分がでてきた場合が本問ですから、「担保責任」ということが適切な解答といえます。とはいえ、「損害賠償」や「契約の解除」は債務不履行の効果とも解されており、「債務不履行」でも配点される可能性はあります。権利行使の方法ですが、問題文に「修補請求以外の3つ」と書かれていますから、「修補請求」ないしは同義の「追完請求」は本問の答えとしては適切ではありません。「請負代金減額請求」については、問題文で「請負代金」と書かれているので、そのような回答がベストだと思われますが、条文上の表現となる「報酬減額請求」でも問題はないと思われます。「通知」に関する記述がある答案も相当数ありましたが、問題文中に「直ちに通知をした」とありますから、通知したことを前提に解答すればよく、「通知」に関する記述は加点にはならないと予想します。「契約の解除」について、「解除を請求する」と書いている答案が散見されますが、「解除」は単独行為であって「請求」ではありません。したがって、「契約の解除」と書けばよく、「契約の解除を請求」と書くのは誤りとなります。「損害賠償請求」については、その対象「損害」を書く必要があり、「賠償請求」のみでは不十分です。「代替物の引き渡し」と書かれている答案もありますが、建物の場合、その場所にすでに甲建物（雨漏りはありません）があるので、その場所で代替物を引き渡すことは不可能ですから、「代替物の引き渡し」は担保責任の内容としては適切ではありません。また、「建て替えの請求」も、雨漏り3つに対して建て替えは、請負人に不相当な負担を課すものとして認められないと考えられます。

（問題46・予想採点基準）

- ・ 請負人（B）の担保責任（契約内容不適合責任）に基づき（8点）
- ・ 請負代金減額請求（4点）
- ・ 損害賠償請求（4点）
- ・ 本件契約の解除（4点）

5. 一般知識 標準

一般知識科目は、政治3問、経済2問、社会2問、情報4問、文章理解3問、という出題内容です。典型テーマではない問題が多く、常識的に現場で判断できる問題も少なく、高得点は難しいと思われます。ただし、文章理解は例年通り非常に簡単な問題ですから、文章理解を3問の正解は必須です。あとの11問については、各問題の中で、確実に正解にたどり着けなくても、正誤判断できる肢をいくつか見つけて、2択、3択まで絞り込み、3問程度の正解を目指すという問題です。文章理解3問、政治経済社会で3問。情報系で1問、合計7問は正解したい問題です。

《政治・経済・社会》 問題47～54 標準

問題47	政治（G7サミット）	51%やや難
問題48	政治（テロリズム対策）	92%易しい
問題49	政治（1960年代以降の東南アジア）	45%やや難
問題50	経済（日本の法人課税）	40%やや難
問題51	経済（日本の金融政策）	78%標準
問題52	社会（日本における平等と差別）	68%標準
問題53	社会（日本の社会保障、社会福祉）	83%易しい

問題47～49。政治分野。問題47。G7サミットに関する問題です。肢1以外は確実に正誤判断するには、少し細かい知識が要求されており、やや難しい問題といえます。ただし、数字に誤りはあまりないという観点から、内容面のみに着目すれば、比較的肢2を正解として選ぶのは容易だったといえます。問題48。日本のテロ対策に関する問題です。ホットな時事問題といえますが、細かい法令や、細かい年月日が問われており、すべての肢を正確に正誤判断はできませんが、「テロ対策庁」という省庁は聞いたことがなく、また、行政組織のところでも学習するところですから、正解するのは容易な問題です。得点すべき問題です。問題49。東南アジアの政治に関する問題です。東南アジアまで押さえている方は少ないと思われますが、肢イにある「ペレストロイカ」が旧ソ連（現ロシア）のことだという判断は簡単ですから、肢イが誤りであることは容易に判断できます。肢イを含む、肢1・3に絞ることはできます。ただ、肢ア・ウは難問といえます。回答も肢1・3で割れました。できれば、正答したい問題です。

問題50・51。経済分野。問題50。法人課税に関する問題です。法人課税が累進課税でないことが分かれば肢アが誤りであるという判断は易しいといえます。肢イも社会福祉財源として消費税が議論に上がっていたことを思い出せば、法人税は社会福祉財源とは結び付かないのではないかと推測ができます。肢エの正誤判断は難しいですが、肢ウ・肢オも比較的判断できたようです。正解率もよく正解すべき問題です。問題51。日本の金融政策に関する問題です。肢3の正誤判断は迷うところですが、肢1・2・4・5はいずれも簡単で、正解肢は肢1ですから、正解すべき問題です。

問題52・53。社会分野。問題52。日本における平等と差別に関する問題です。いずれも平等・差別にかかわりのある法令の知識を問う問題です。肢2の女性差別撤廃条約を批准していることを知っていれば一発で答えは出ます。しかし、それを知らないと、他の肢も難問ばかりでした。ただ、正解率は7割近いですから、正解すべき問題です。問題53。日本の社会保障・社会福祉に関する問題です。肢4の年代は多少迷うところですが、一般知識のなかでは容易で、確実に正解したい問題です。

《情報通信・個人情報保護》 問題55～57 標準

問題54	情報通信（日本における行政のデジタル化）	68%標準
問題55	情報通信（情報通信用語）	59%やや難
問題56	情報通信（インターネット広告）	87%易しい
問題57	個人情報保護（個人情報）	54%やや難

問題54～57。情報通信・個人情報保護分野。問題54。日本における行政のデジタル化に関する用語問題と言っても良い問題です。難問とも思われましたが、組合せ問題であることも手伝って、どれか2つぐらいの正誤判断ができれば正解にたどり着ける問題で、正解率は比較的よかったです。正解すべき問題です。問題55。情報通信用語に関する問題です。知らなければ正誤判断できないのが用語問題ですが、この問題も、比較的、正解率はよかったです。正解すべき問題です。問題56。Gメールに関する問題です。グーグルという一般企業を題材とした出題は珍しいです。ただ、選択肢が肢5以外に入りそうな語句がなく容易でした。これは正解すべき問題です。問題57。個人情報に関する問題です。4つの選択肢のうち、個人情報保護法に絡むものは肢ウ・エの2肢でした。ただ、肢ウも、要配慮個人情報の定義のみではなく、外国においての違いが問われていますので（正誤判断は難しくありません）、個人情報保護法からの出題という問題とはいえ、簡単な問題とはいえません。4問中、問題54・56は正解すべきです。

《文章理解》 問題58～60 易しい

問題58	文章理解（脱文挿入）	96%易しい
問題59	文章理解（空欄補充）	98%易しい
問題60	文章理解（脱文挿入）	99%易しい

問題58～60。文章理解。例年通り、簡単な問題でした。脱文挿入、空欄補充、という形式的にも容易な問題です。文章も平易で、時間を大幅にロスすることなく、短時間で正解できる問題といえるでしょう。3問全問正解すべき問題です。

以上となります。

【令和6年度本試験の予測】

合格率を10%～12%にすることを前提に

	例年	令5年	令6年予測	例年より
基礎法学	標準（1問）	標準（1問）	標準（1問）	例年通り
憲法	標準（3問）	難しい（1問）	標準（3問）	やや易化
行政法	標準（15問）	やや難（12問）	標準（14問）	例年通り
民法	やや難（4問）	易しい（7問）	標準（5問）	例年通り
商法	標準（2問）	標準（2問）	標準（2問）	やや易化
択一全体	25問100点	23問92点	25問100点	例年通り
多肢選択	標準（8空欄）	標準（8空欄）	標準（8空欄）	例年通り
記述	標準（～32点）	易しい（40点）	標準（～32点）	やや難化
法令全体	標準 148点	標準 148点	標準 148点	例年通り
一般知識	標準（8問）	標準（8問）	標準（8問）	例年通り
全体	180点	180点	180点	180点



全体としては、例年通り

《令和6年度本試験のキーポイント》

- ・オーソドックスな条文判例問題
- ・改正民法を確実に押さえておく。
- ・難易度がはっきりしているので、基本的な問題を確実に得点することが大切。難しいところまで手を広げない。

「基本的知識暗記型」

科目自体で取捨選択するより、科目の中でも「やるべきところ」「やらないところ」を細かく選別・取捨選択して、基本的な知識の学習と問題演習を繰り返すことで、得点効率の良い方法を実践する。

2. 令和6年度・本試験予測と試験対策法

⇒ インプット時間は極限まで絞り込む

基本知識の獲得が最優先事項です。そして、合格するために必要なのは、問題演習です。とにかく問題演習を繰り返すことで、条文知識・判例知識の精度を上げていきます。インプットに割く時間を極力減らす必要があります。比率としては、インプット1～2に対して、アウトプット8～9の割合です。

鉄則）基本に忠実に。知識がないのではなく正確性が不十分。

⇒基本条文・基本判例の精度を上げる。

① 時間の管理

- ・ 1週間で勉強に割くことができる時間は、週_____時間。

11月19日（日）～	残り51週
12月3日（日）～	残り49週
1月7日（日）～	残り44週
2月4日（日）～	残り40週
3月3日（日）～	残り36週
4月7日（日）～	残り31週
5月5日（日）～	残り27週
6月2日（日）～	残り23週
7月7日（日）～	残り18週
8月4日（日）～	残り14週
9月1日（日）～	残り10週
10月6日（日）～	残り 5週
11月10日（日）	行政書士本試験

② 多く出題される部分に多くの時間を割くのが効率的です。

【法令科目】（81.3% 244／300） 残り時間×約0.82＝法令の残り時間

- ① 基礎法（ 2. 6 % 8 点）残り時間× 2.6%＝基礎法学の残り時間
- ② 憲 法（ 9. 3 % 2 8 点）残り時間× 9.3%＝ 憲 法の残り時間
- ③ 行政法（3 7. 3 % 1 1 2 点）残り時間×37.3%＝ 行政法の残り時間
- ④ 民 法（2 5. 3 % 7 6 点）残り時間×25.3%＝ 民 法の残り時間
- ⑤ 商 法（ 6. 6 % 2 0 点）残り時間× 6.6%＝ 商 法の残り時間

【基礎知識】（18.6% 56点） 残り時間×約0.18＝一般知識の残り時間

- ① 一般知識
- ② 行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令
- ③ 情報通信・個人情報保護
- ④ 文章理解

③ 基本条文・基本判例の重要性

条文・判例からの出題がほとんどを占めます。したがって、学習は条文・判例の徹底理解と記憶暗記です。そのためには、条文を日頃から条文をこまめに読むことが必要です。また、判例も、有名な判例は、原文を読むことが有用です。

④ 学習分野の取捨選択の重要性

短期合格のためには、科目ごとの取捨選択（例えば、商法全部を切ってしまう）ということよりも、科目の中でも、すべきところ、とりあえず置いておくところを細かくすみわけ（例えば、会社法でも設立・株式・機関の基本は押さえるというように）していくことが大切です。

⑤ 問題演習の重要性

合格できなかった人に足りないものは問題演習です。徹底的に問題演習を繰り返すこと。これが大切です。

⑥ 過去問の重要性

問題演習、アウトプットで基本となるのが過去問です。これが、行政書士試験における、基本知識となります。まずは、徹底的な過去問マスターです。

⑦（受験経験者）前年のアドバンテージをフルに生かす！

初学者との違いは、既に完成しているところがあるということです。

その部分は時間を割く必要がありません。インプットを改めてする必要はありません。いきなり問題演習に突入できるということです。

3. 本試験得点から考えるTACの講座選択

例年ですと、300点満点中、全体で5割程度・140～150点以上得点できているかどうか、受験経験者クラスか、基礎クラスかの選択の目安となります。

ただし、今年は、記述式問題が比較的簡単だったので、記述式を除きます。一般知識は水モノですから、あまり参考になりません。そこで、コース選択の場合には、記述式と一般知識を除いて、下記、法令択一（160点満点中80点以上）と法令多肢（24点満点12点以上）の合計点で5割程度（90点ぐらい）を超えているかどうかを一つの基準として、ご検討いただければと存じます。

【法令択一＋法令多肢 マークシート問題による目安】

法令択一40問 （160点） 法令多肢12空欄 （24点） 合計184点満点	
20問以上＋6空欄以上 ＝およそ92点以上	答練本科生S（上級講義付き） 答練本科生 A
20問未満＋6空欄未満 ＝およそ92点未満	プレミアム本科生

※なお、法令記述式（本試験の問題番号44、45、46）だけでいえば、今年は簡単だったこともありますので、一概に、「記述式で得点できているから受験経験者」、「記述式で得点できていないから基礎クラス」ということにはなりません。一つの目安としての6割36点以上の得点ができているかたは受験経験者クラスがおすすめです。それ未満ならプレミアム本科生がお勧め。

【参考・法令記述問題による目安】

法令記述 3問（60点）	
各問題 10点以上 ＝3問の合計36点以上	答練本科生S（上級講義付き） 答練本科生A（答練のみ）
各問題 10点未満 ＝3問合計36点未満	プレミアム本科生

以 上